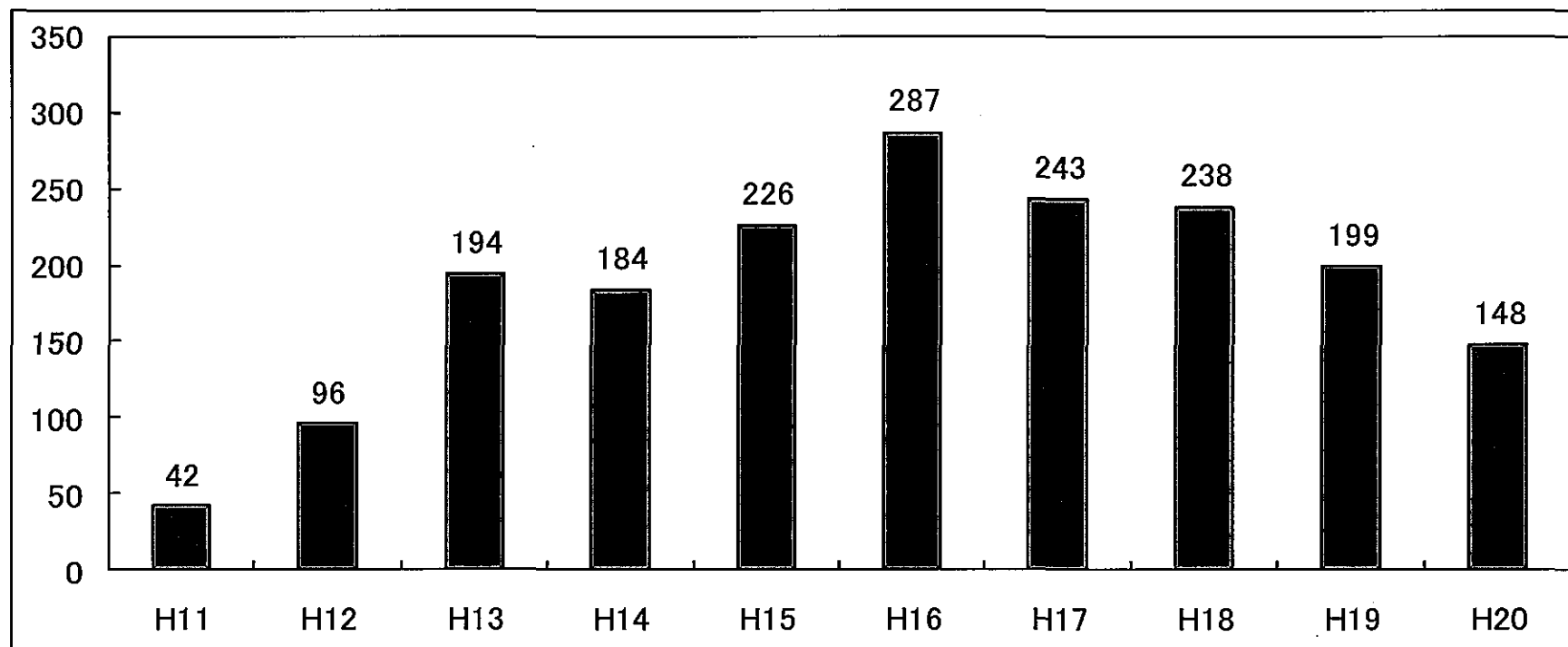


家庭への立入調査

○ 児童虐待防止法第9条に基づく立入調査は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができるものである。

○ 平成20年度に立入調査した件数は148件であった。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
42	96	194	184	226	287	243	238	199	148

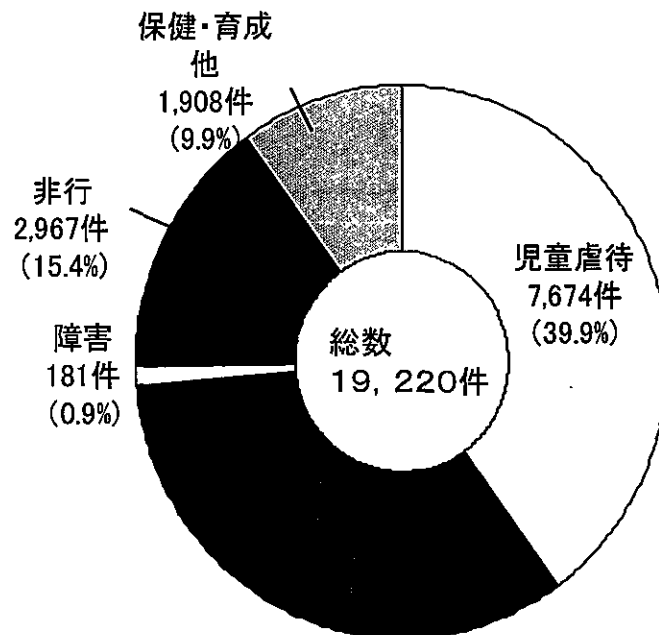


児童相談所における所内一時保護の状況

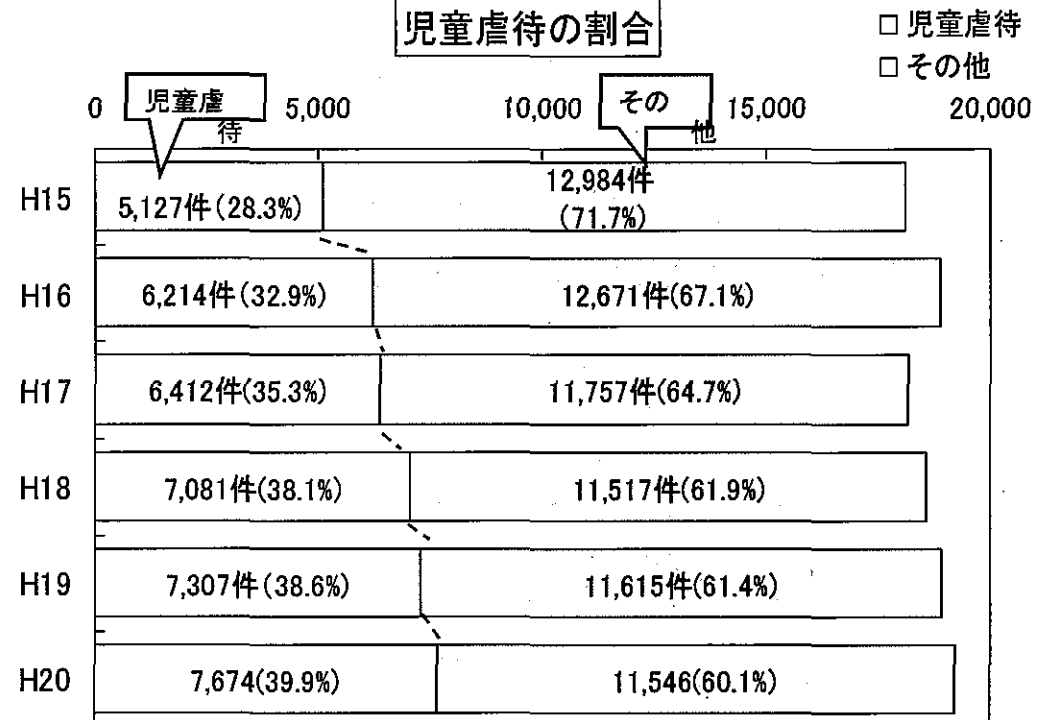
○ 平成20年度の一時保護件数は、19,220件であり、保護理由については、「児童虐待」が39.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が33.8%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総 数
平成15年度	5,127(28.3%)	7,466(41.2%)	1,046(5.8%)	2,486(13.7%)	1,986(10.9%)	18,111(100.0%)
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)

平成20年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



虐待相談の対応状況

- 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が35,290件(81.5%)と最も多く、施設入所等については約1割の3,880件となっている。
施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,563件(66.1%)と最も多くなっている。

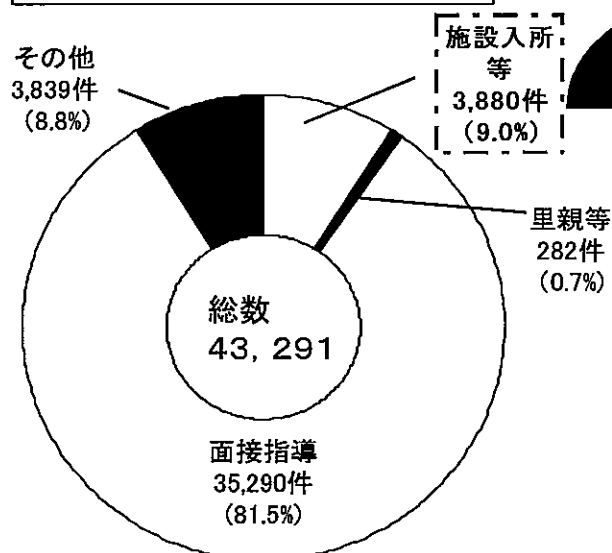
虐待相談への対応

	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総 数
17年度	3,621 (10.4%)	243 (0.7%)	28,070 (81.3%)	2,597 (7.5%)	34,531 (100.0%)
18年度	3,874 (10.3%)	251 (0.6%)	30,566 (81.2%)	2,965 (7.9%)	37,656 (100.0%)
19年度	3,913 (9.5%)	345 (0.8%)	33,628 (81.4%)	3,424 (8.3%)	41,310 (100.0%)
20年度	3,880 (9.0%)	282 (0.7%)	35,290 (81.5%)	3,839 (8.8%)	43,291 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。

※ 20年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」1,843件である。

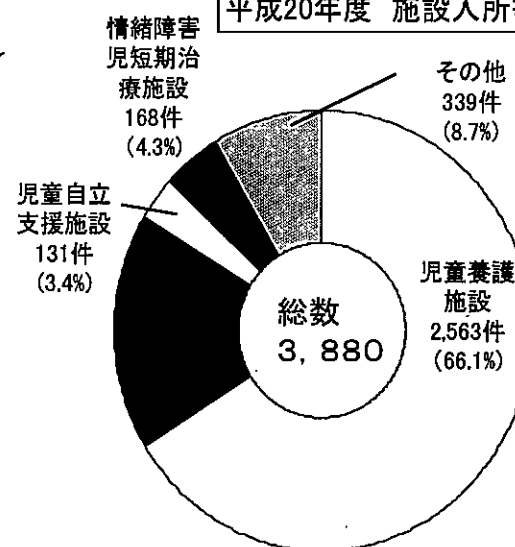
平成20年度 虐待相談への対応



施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総 数
17年度	2,487 (68.7%)	619 (17.1%)	130 (3.6%)	148 (4.1%)	237 (6.5%)	3,621 (100.0%)
18年度	2,603 (67.2%)	637 (16.4%)	138 (3.6%)	193 (5.0%)	303 (7.8%)	3,874 (100.0%)
19年度	2,659 (68.0%)	663 (16.9%)	125 (3.2%)	154 (3.9%)	312 (8.0%)	3,913 (100.0%)
20年度	2,563 (66.1%)	679 (17.5%)	131 (3.4%)	168 (4.3%)	339 (8.7%)	3,880 (100.0%)

平成20年度 施設入所等の内訳

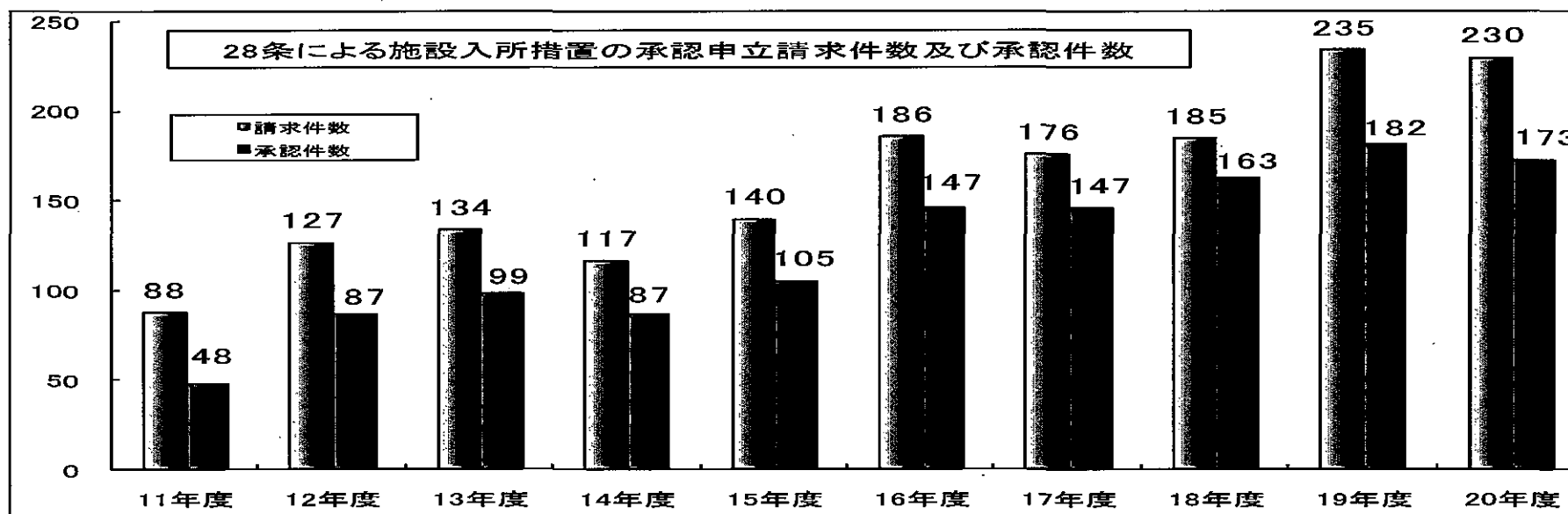


(注)「施設入所等」(3,880件)とは、「入所」(3,865件)及び「通所」(15件)をさす。

児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求)の件数

○ 平成20年度における28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は230件、承認件数は173件である。

	事項	28条による施設入所措置の 承認申立	33条の7による親権喪失宣告 の請求
平成17年度	請求件数	176	2
	承認件数	147 (84%)	2
平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2



社会的養護の現状について

里親 制度	保護者のない児童または保護者に監護させるこ とが不相当であると認められる児童の養育を都 道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対 象 児 童	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施 設 数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	51か所 (0か所・51か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	337人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	230人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]

自立援助ホームは連絡協議会調[平成20年12月1日現在]

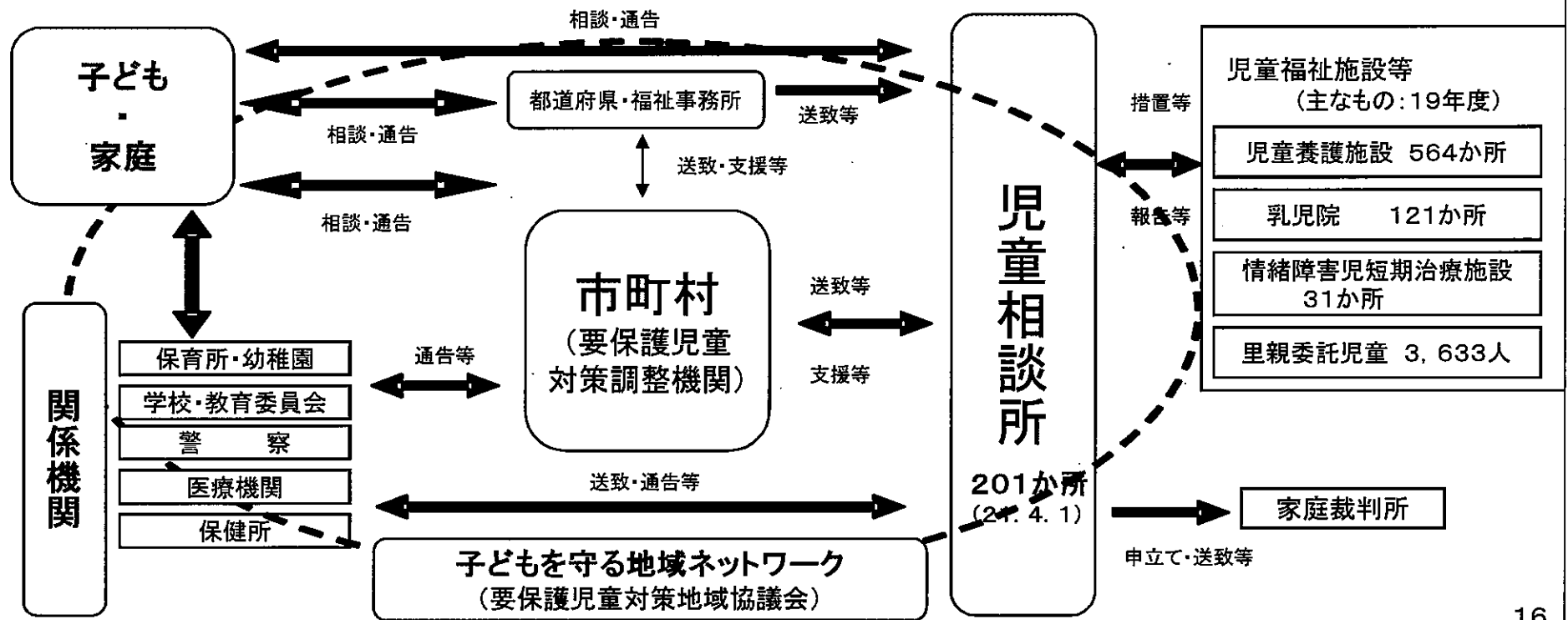
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	446カ所
地域小規模児童養護施設	171カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成20年度]

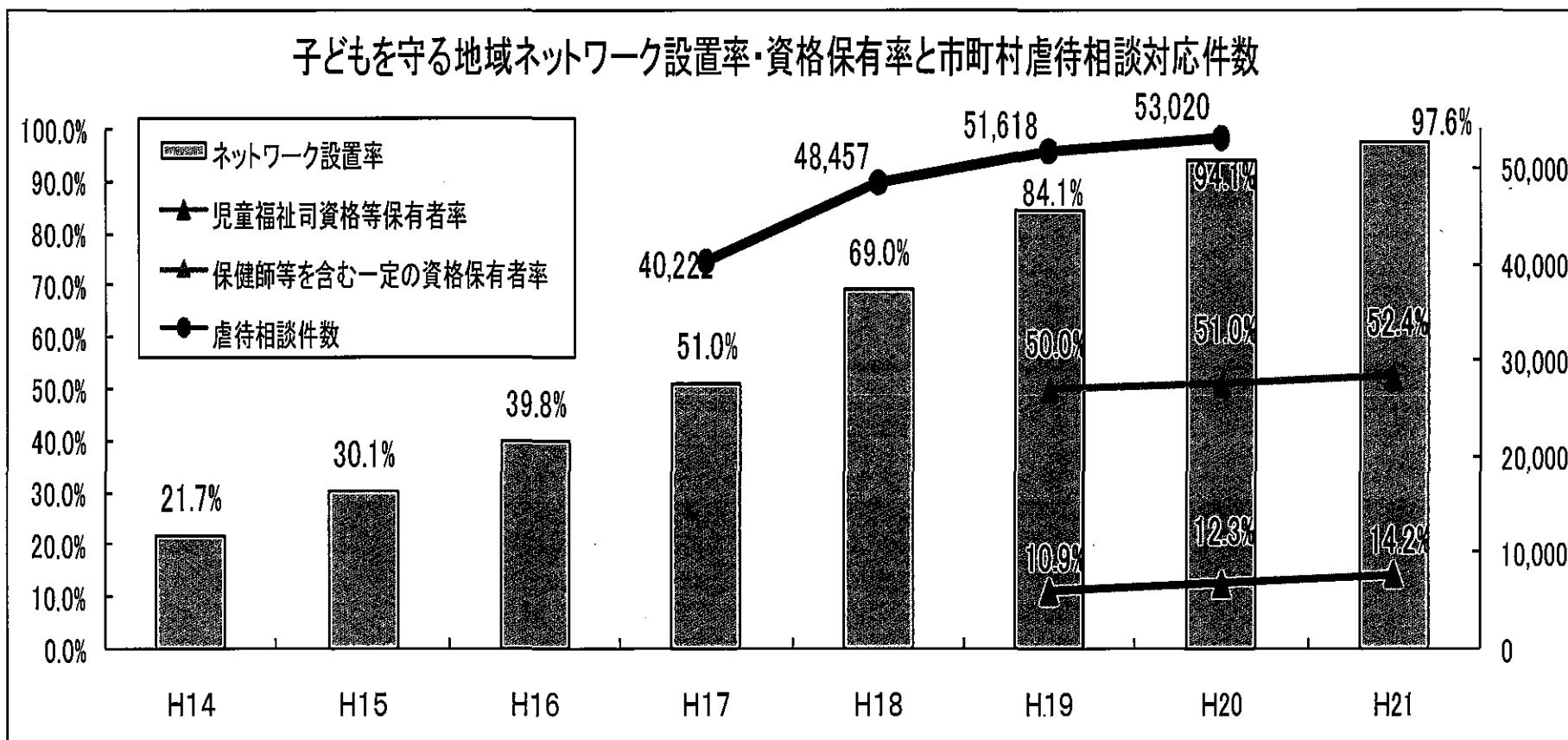
地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成21年4月に施行された改正児童福祉法により、協議会の支援対象をこれまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した「養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦」も追加。



市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成21年4月1日現在、全市町村の97.6%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。)
- 全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は平成21年4月1日現在14.2%であり、配置の促進が課題。(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると52.4%)



※ ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

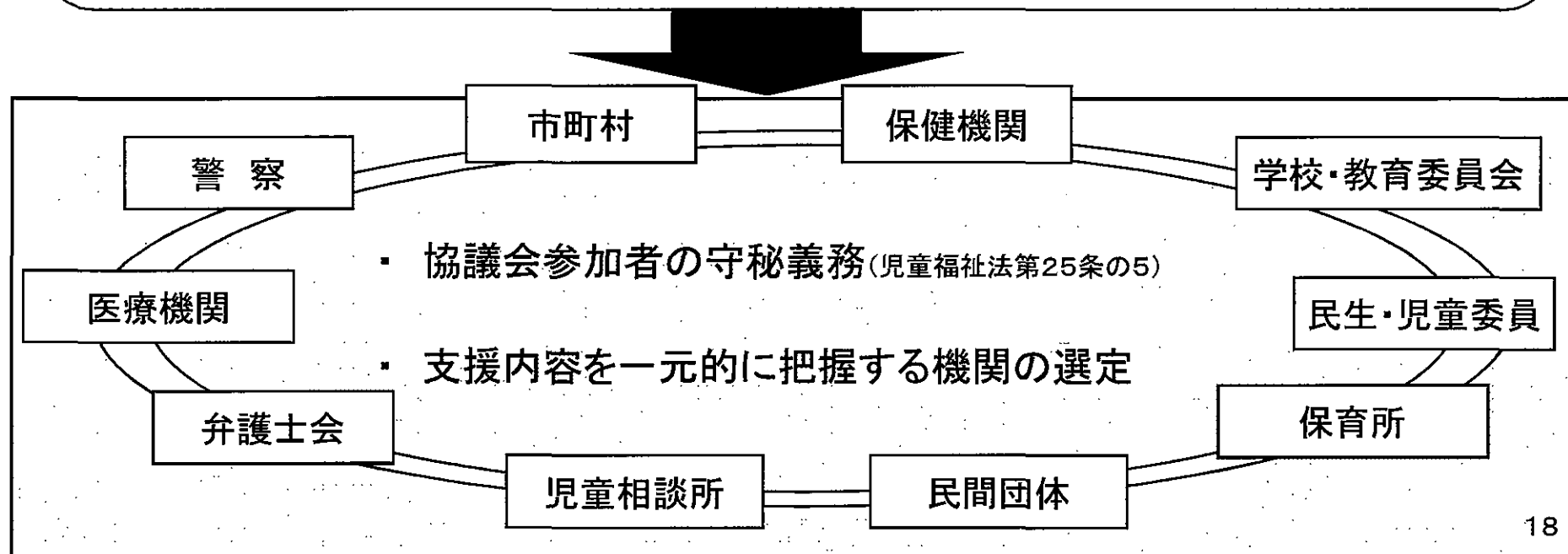
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

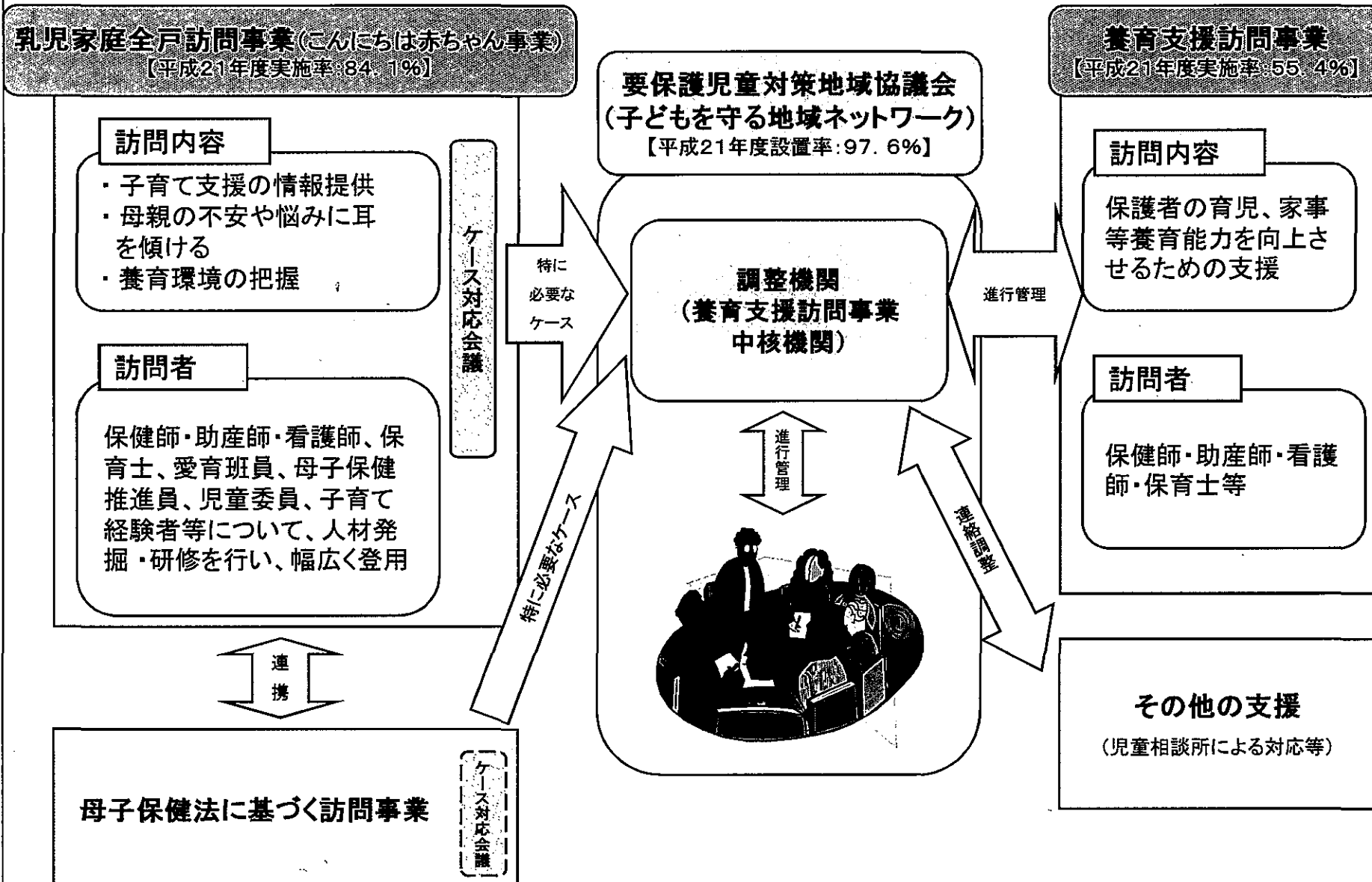
であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



平成22年度児童虐待防止対策関係予算(案)の主な内容

発生予防対策の推進	【孤立化防止】 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進 ・養育支援訪問事業の推進 ・地域子育て支援拠点事業の推進 【虐待防止に向けた機運の醸成】 ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進	「安心こども基金」関係 (平成21～22年度) 【社会的養護の拡充】 ・児童養護施設の退所者等の就業支援(平成23年度まで) ・児童養護施設等の環境改善 ・児童養護施設等職員や児童相談に携わる職員等の資質の向上
早期発見・早期対応体制の充実	【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進 【児童相談所及び一時保護所の機能強化】 ・一時保護施設の環境改善 ・学習指導、保護者指導機能の強化 【子どもの心の問題等への対応】 ・子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施	
自立に向けた保護・支援対策の充実 (社会的養護体制の拡充)	【家族再統合に向けた取組の強化】 ・児童相談所における親子での宿泊訓練の実施等[新規] 【家庭的養護の推進】 ・小規模グループケアの推進 ・里親支援機関による里親支援の推進 【入所している子どもへの支援の充実】 ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充 ・児童養護施設における看護師の配置の拡充	

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など